

受給資格期間の短縮に関する 7月の土曜日相談の実施等について

平成29年6月22日



日本年金機構

受給資格期間の短縮に関する7月の土曜日相談の実施

- 受給資格期間の短縮により新たに受給権が発生する方に対して、日本年金機構より本年2月末から7月上旬にかけて、年金請求書を順次お届けしている。
- 7月は請求が集中することが想定されることから、7月の全ての土曜日に一部の年金事務所を開所し、予約による休日相談を実施する。

1. 開所日

平成29年7月1日(土)、8日(土)、15日(土)、22日(土)、29日(土)

※ 7月8日(土)は、第2土曜日の休日相談として全ての年金事務所を開所する。

2. 開所する年金事務所

各都道府県の代表年金事務所や管内に年金請求書の送付対象者が多い年金事務所(現時点で84の年金事務所を予定)を開所し、予約による休日相談を実施する。

※ 開所する年金事務所についてはP2を参照。

3. 開所時間

午前9時30分～午後4時まで

4. 予約受付

予約相談の受付は、「ねんきんダイヤル(0570-05-1165)」で予約相談希望日の前日まで受け付ける。

5. 周知

日本年金機構ホームページに掲載、厚生労働記者会・都道府県庁記者会への情報提供

【開所する年金事務所】

都道府県	開所数	年金事務所	都道府県	開所数	年金事務所	都道府県	開所数	年金事務所
北海道	7	札幌西、札幌東、札幌北、新さっぽろ、函館、旭川、釧路	新潟	1	新潟西	広島	1	広島東
			富山	1	富山	山口	1	山口
青森	1	青森	石川	1	金沢北	徳島	1	徳島北
岩手	1	盛岡	福井	1	福井	香川	1	高松西
宮城	1	仙台東	山梨	1	甲府	愛媛	1	松山東
秋田	1	秋田	長野	1	長野南	高知	1	高知東
山形	1	山形	岐阜	1	岐阜北	福岡	3	博多、南福岡、八幡
福島	1	東北福島	静岡	3	静岡、浜松西、三島	佐賀	1	佐賀
茨城	2	水戸北、土浦	愛知	3	大曾根、笠寺、一宮	長崎	1	長崎南
栃木	1	宇都宮西	三重	1	津	熊本	1	熊本西
群馬	1	前橋	滋賀	1	大津	大分	1	大分
埼玉	4	浦和、大宮、川越、越谷	京都	1	京都南	宮崎	1	宮崎
			大阪	6	大手前、天王寺、玉出、堺東、吹田、枚方	鹿児島	1	鹿児島北
千葉	4	千葉、幕張、松戸、木更津	兵庫	3	三宮、須磨、尼崎	沖縄	2	那覇、コザ
			奈良	1	奈良			
東京	8	新宿、江戸川、大田、練馬、足立、立川、八王子、武蔵野	和歌山	1	和歌山東			
			鳥取	1	鳥取			
神奈川	4	横浜中、港北、高津、相模原	島根	1	松江			
			岡山	1	岡山西			

(参考1)年金請求書送付スケジュール

	送付時期	年金請求書が送付される方	送付者数
①	平成29年2月28日	大正15年4月2日～昭和17年4月1日生まれ (91歳～75歳)	20,000人
②	平成29年3月13日		91,385人
③	平成29年3月27日	昭和17年4月2日～昭和23年4月1日生まれ (75歳～69歳)	73,000人
④	平成29年4月17日		99,232人
⑤	平成29年5月2日	昭和23年4月2日～昭和26年7月1日生まれ (69歳～66歳)	87,873人
⑥	平成29年5月15日		82,358人
⑦	平成29年5月22日	昭和26年7月2日～昭和30年10月1日生まれ【女性】 昭和26年7月2日～昭和30年8月1日生まれ【男性】 (66歳～61歳)	93,050人
⑧	平成29年6月21日		81,833人
⑨	平成29年6月30日	昭和30年10月2日～昭和32年8月1日生まれ【女性】 (61歳～60歳)	—
⑩	平成29年7月10日	大正15年4月1日以前生まれ(91歳～)	—

①～⑧
628,731人
(2/28～6/21送付分)

⑨～⑩
対象者抽出後に
送付者数確定

(注) 国共済、地共済及び私学共済に加入した期間がある方は、生年月日に関係なく、⑩の時期に送付。

(参考2)年金請求書送付に係る体制・取組

- 年金請求書送付に当たり、お客様の相談等の増加に対応するため、既存のブースや予備ブースに加え、臨時相談ブースを約200増設。年金事務所や事務センターに年金業務に精通した職員を配置するとともに、業務の増加に対応するため、事務担当職員を約800名増員。
- 今後、7月は請求が集中することが想定されることから、年金裁定請求手続きの際の予約率の向上を図るため、次の取組を着実に実施。

※ 取組の具体的な内容については、P5～P7を参照。

項目	これまでに実施した事項(4月～6月)	今後、実施予定の取組
年金請求書の提出勧奨	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域マネージャーによる予約率の高い又は低い年金事務所の現状確認【4月19日～25日に実施済】 ② 月曜日の延長時間や第2土曜日の開所時間における予約制の完全実施【5月1日から実施済】 ③ コールセンターの応答率向上への対応【5月15日から順次実施済】 ④ 市区町村、生活保護実施機関等への協力依頼【6月5日から実施済】 	<ul style="list-style-type: none"> ① 年金請求書が未提出の方への文書勧奨【6月19日～8月31日】 ② 年金請求書が未提出の方への電話勧奨(予約受付を含む)【6月19日～8月31日】 ③ 年金請求書の未提出情報の市区町村への提供【7月上旬～】 ④ 毎週土曜日の休日相談の実施【7月】
予約率の向上	<ul style="list-style-type: none"> ① 年金請求書送付用封筒の「予約制」の案内の見直し【5月15日送付分から実施済】 ② 日本年金機構ホームページの「バナー」の見直し【5月15日から実施済】 	(同上)
周知広報	<ul style="list-style-type: none"> ① 市区町村における広報の協力依頼【5月1日、19日に実施済】 ② 政府広報等による周知【3月29日他】 	<ul style="list-style-type: none"> ① 厚生労働省Facebook、Twitterによる情報発信【6月中旬～】 ② 金融機関等への予約制周知の協力依頼【6月下旬】
関係機関等への協力要請	<ul style="list-style-type: none"> ① 民生委員、社会福祉協議会への協力要請(請求手続きの案内等) ② 介護保険施設入所者に対する施設職員等による必要な支援 ③ 生活保護受給者に対する福祉事務所等による必要な支援 	—

【これまでに実施した取組(4月～6月)の具体的な内容】

	取組	具体的な内容	実施時期
年金請求書の提出勧奨	①地域マネージャー※による予約率の高い又は低い年金事務所の現状確認 ※地域毎に配置されている職員で、課題等を吸い上げ、他の年金事務所に横展開する等の企画を行う。	○予約に係る好取組事例などを年金事務所より聞き取り	4月19～25日に実施済
	②月曜日の延長時間や第2土曜日の開所時間における予約制の完全実施	○月曜日の延長時間や第2土曜日の開所時間について、全ての年金事務所において予約相談を実施	5月1日から実施済
	③コールセンターの応答率向上への対応	○応答率低下の要因を分析し、応答率向上への取組を実施 (入電ルートの迂回、オペレーターの増席等)	5月15日から順次実施済
	④市区町村、生活保護実施機関等への協力依頼	○全ての年金事務所において、市区町村、生活保護実施機関等に次の協力を依頼 ・年金請求書の未提出の方への働きかけ ・市区町村や生活保護実施機関の窓口(チラシ設置)、ホームページ・広報誌における周知 ・市区町村職員やケースワーカーに対する研修会 ・市区町村や生活保護実施機関における出張相談会 ・生活保護実施機関における年金請求書のとりまとめ ・地域コミュニティー(自治会・町内会)を通じた地域住民への制度周知のための情報提供	6月5日から実施済
予約率の向上	①年金請求書送付用封筒の「予約制」の案内の見直し	○年金請求書送付用封筒に記載している「予約制」の案内を見直し	5月15日送付分から実施済
	②日本年金機構ホームページの「バナー」の見直し	○日本年金機構ホームページの受給資格期間の短縮に係る「バナー」について、「 短縮 」の黄色の封筒が届いた方へ(受給資格期間25年→10年)」に見直し	5月15日から実施済

	取組	具体的な内容	実施時期
周知 広報	○市区町村における広報の協力依頼	<p>○年金請求書の提出勧奨や予約制の案内について、市区町村に対して、次のとおり広報の協力を依頼</p> <p>〔年金局における取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報資料を提供し、市区町村が発行する広報誌、ホームページ、掲示板等への掲載を依頼 <p>〔機構における取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構が作成する市区町村職員用広報誌「かけはし（5月号）」を通じて広報資料を提供し、市区町村が発行する広報誌への掲載を依頼 	<p>〔年金局〕 5月19日に実施済</p> <p>〔機構〕 5月1日に実施済</p>

【今後、実施予定の取組の具体的な内容】

	取組	具体的な内容	実施時期
年金請求書の提出勧奨・予約率の向上	①年金請求書が未提出の方への文書勧奨	○年金請求書の送付日から概ね1カ月経過しても未提出の方に文書による勧奨を実施	6月19日～8月31日
	②年金請求書が未提出の方への電話勧奨	○年金請求書が未提出の方への文書による勧奨に加え、電話による勧奨(予約受付を含む)を実施 ※ 電話番号が登録されている方を対象	6月19日～8月31日
	③年金請求書の未提出情報の市区町村への提供	○年金請求書の未提出情報を市区町村に提供し、「年金請求書の早期提出や予約による来訪」の勧奨を依頼	7月上旬～
	④土曜日の休日相談の実施	○主な年金事務所において7月の土曜日の休日相談を実施	7月
周知広報	①厚生労働省Facebook、Twitterによる情報発信	○厚労省Facebook、厚労省Twitter等による情報提供 ・ 利用者の年齢層を勘案し、請求漏れ対象者への注意喚起を発信予定	6月19日～7月下旬 (Facebook) 6月19日～7月下旬 (Twitter)
	②金融機関等への予約制周知の協力依頼	○金融機関(全国銀行協会等)等に対して予約制周知の協力を依頼し、ポスターやチラシを設置	6月下旬

(参考3)年金請求書(受給資格期間短縮用)

http://www.nenkin.go.jp/n/net/

★ あなたの年金 簡便有利なねんきんネットです！ ★
★ あなたの年金 簡便有利なねんきんネットです！ ★


開封前に宛名をご確認ください

料金後納郵便

短縮

親展

年金を受け取るためのお知らせです。(開封前に宛名をご確認ください)



日本年金機構
Japan Pension Service

できるだけお早めにお近くの年金事務所へ提出してください！
下記のダイヤルでご予約の上、お越しください。
ご予約がないと年金事務所窓口においてお待ちいただくことがあります。

ご相談や予約の申し込みはこちら(ねんきんダイヤル)

0570-05-1165

050から始まる電話でおかけになる場合は

03-6700-1165

お問い合わせの際は、**基礎年金番号**がわかるものをご用意ください。

<受付時間>

月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の期所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。
※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
※代理人(二親等以内)の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

【送付実施機関】

年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)

短縮

- この年金請求書には、日本年金機構でお預かりしている情報をあらかじめ印字しています。
印字内容が異なっている場合は、二重線を引いて訂正してください。
(訂正した箇所については別途手続きが必要ですので、年金事務所等にご連絡ください。)
- ご本人(年金を受ける方)が記入する箇所は [] の部分です。
- 代理人の方が提出する場合は、ご本人(年金を受ける方)が12ページにある委任状をご記入ください。

所管コード
7 1 1

市区町村
 受付年月日

実施機関等
 受付年月日

☐ 08 平成29年8月1日

1. ご本人(年金を受ける方)の印字内容を確認のうえ、太枠内をご記入ください。

郵便番号	XXX-XXXX		
フリガナ			
住所			
フリガナ	XXXX XXXX		性別
氏名	XX XX	権	X
署名欄	印		
		社会保険労務士の拠出代行者印	
		印	
基礎年金番号	XXXX-XXXXXX	生年月日	XX年XX月XX日
電話番号1	- -	電話番号2	- -

*ご本人(年金を受ける方)が自ら署名する場合は、押印は不要です。代理人等がご本人の氏名を記入した場合は、押印が必要です。

2. 年金の受取口座をご記入ください。貯蓄貯金口座または貯蓄預金口座への振込みはできません。

受取機関	フリガナ		
1. 金融機関 (ゆうちょ銀行を除く)	自席名義人 氏名	(氏)	(名)
2. ゆうちょ銀行(郵便局)			

年金受取先	金融機関コード	支店コード	銀行 金融 信託 郵便 協賛 信連 供済連 信託	本店 支店 出張所 本所 支所	預金 種別	口座番号(左詰めで記入)
	貯金通帳の口座番号				金融機関またはゆうちょ銀行の証明	
記号(左詰めで記入)		番号(右詰めで記入)		*金融機関またはゆうちょ銀行の証明 ※通帳の号(金融機関名、支店名、口座名義人氏名フリガナ、口座番号の順)を添付する場合は、証明は不要です。		
支払局コード 0 1 0 1 6 0				レージの氏名フリガナ、口座名義人の氏名フリガナが同じであることを確認してください。		

1